

令和4年度一般社団法人日本看護管理学会研究助成募集要項

令和3年10月18日

【目的】

一般社団法人日本看護管理学会(以下「本会」とする)の事業の一環として、看護サービスの組織的提供の仕組みを社会的諸要因との関係において学術的に追及し、看護実践の場における看護サービスの発展に寄与することを目的とする。

【研究助成の対象】

1. 申請者(研究代表者)は本会会員であり、会員歴3年以上を有すること。
2. 共同研究者も全員会員であること。

【研究課題】

次の要件を満たすものとする。

研究内容は、看護管理に関する課題に沿ったものであること。

なお、令和4年度は以下のいずれかに関連した研究への助成を行う。

- ①看護管理実践の質的向上に貢献できる内容であること。
- ②看護管理学の発展に貢献できる研究であること。
- ③診療報酬・介護報酬における看護の評価の根拠となる看護管理に関連した研究であること。
- ④看護制度・政策に貢献できる研究であること。

【研究期間】

研究期間は、令和4年1月から令和5年10月末までの22か月間とする。

【研究助成額】

1. 研究1題について年間30万円を限度とし、2年間で60万円を限度とし支給する。
2. 予算の支給と執行は単年度毎とし、研究期間内とする。
3. 令和4年度の新規研究助成は2題60万円程度とする。

【応募方法】

1. 所定の申請書に必要事項を記載し、本会学術活動推進委員会(研究助成担当)宛に提出する。
なお、申請書は学会ホームページからダウンロードすること。
2. 応募期間:令和3年10月18日(月)～令和3年11月30日(火)(消印有効)

【選考及び助成の決定】

1. 選考は、本会学術活動推進委員会のもとに研究助成選考審査委員会を設けて実施する。審査結果は、本会学術活動推進委員会において承認の後、理事会に報告する。
2. 採択の可否を令和3年12月25日までに、申請者に通知する。

【研究助成金の執行】

1. 研究助成金の使途は、研究活動に必要な旅費交通費(学会参加に関する旅費は認めない)、人件費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費などとする。備品費(統計ソフトを含む)は認めない。
2. 研究助成金の執行は研究期間内とし、所定の期日までに終了して会計報告書を作成すること。会計報告書は、令和5年12月10日までに本会学術活動推進委員会(研究助成担当)宛に提出すること。
3. 研究助成金の使途、並びに会計報告に関しては別途詳細を定めた取り決めを守ること。

【研究成果の報告】

1. 研究結果は、令和5年12月25日までに報告書として作成し、本会学術活動推進委員会(研究助成担当)に提出しなければならない。報告書は、A4サイズの内紙3枚以上とする。
2. 研究結果は、当該年度終了後1年以内に本会学術集会において発表した後、本会機関誌である「日本看護管理学会誌」に投稿しなければならない。なお、公表に際しては、本事業による研究助成である旨を明記することとする。
3. 本学会学術集会における発表および日本看護管理学会誌における論文公表後は、学術集会の抄録(写し)、学会誌への掲載論文(写し)を各1部本会事務局に提出する。

令和4年度一般社団法人日本看護管理学会学術活動推進委員会
委員長 ウイリアムソン 彰子

【問い合わせ先】 ※下記にご連絡ください。

〒650-0017 兵庫県神戸市中央区楠町7-5-2

一般社団法人日本看護管理学会学術活動推進委員会研究助成担当

神戸大学医学部附属病院看護部 大原 彰子

E-mail: aohara[at]med.kobe-u.ac.jp ([at]を@に変更してください。)

(メールのタイトルは「令和4年度日本看護管理学会研究助成金」としてください)